

「分権システム推進計画（仮称）」骨格案のポイント

第1章 分権型行政システムを目指して

分権改革の必要性

- ◆中央集権型行政システムの制度疲労
- ◆個性豊かな地域社会の形成
- ◆少子・高齢化と人口減少社会への対応
- ◆国、地方を通じた危機的な財政状況
- ◆市町村合併の急速な進展
(市町村数が3分の1、大半が市に)

分権改革をめぐる国の動き

- ◆地方分権推進法→地方分権一括法
- ◆三位一体の改革
- ◆第27次地方制度調査会答申
- ◆地方自治法改正法案、合併推進新法
(都道府県の自主的合併の制度など)
- ◆第28次地方制度調査会設置
(道州制の検討)

分権型行政システム

地域の自主性を生かすことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、国、県、基礎自治体や行政と民間との新しいパートナーシップの下で、行政サービスが最も効率的、効果的に提供される「分権型行政システム」の構築を目指す。

広島型分権システム

- ◆具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提とした分権改革
- ◆行財政改革と官業開放につながる分権改革
- ◆既存の制度を前提とせず、あるべき姿を目指した分権改革

第2章 分権時代における国、県、基礎自治体のあり方

行政の守備範囲の見直し
事務事業廃止・官業開放

国、県、基礎自治体の役割の明確化

基礎自治体の役割

総合的な行政主体として、現在、県が担っている事務や権限の多くを担い、住民に身近な事務は自己完結的に処理する。

県（広域自治体）の役割

広域自治体として、基礎自治体で担えない事務事業を担うとともに、国の支分部局等の事務の移管を受け、地域政策を自立的に決定、実施する。

国の役割

地方行政は地方に委ね、国家の存立に関わる課題に重点的に取り組む。

(第2章の続き)

事務事業見直しの具体論

- ◆事務事業廃止
- ◆官業開放・民間実施
- ◆県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ◆国から県への事務・権限の移譲
- ◆その他

基本方針の抜粋

県から基礎自治体への事務・権限移譲の手法

- ◆特例条例, 事務委託, 個別法, 事務の共同処理などの具体的な移譲手法

県から基礎自治体への事務・権限の移譲に伴う措置

- ◆財源措置, 職員の人事交流, 人材育成機能の強化

第3章 将来の広島県のあり方

都道府県改革の背景

- ◆地方分権・市町村合併の推進
- ◆広域的な行政需要への対応
- ◆国・地方を通じた行政改革の推進

都道府県再編の必要性

自立的した広域自治体として, 都道府県間の格差をできるだけ解消し, 個性豊かで活力ある地域の創造を図るため, より広域的かつ効率的な施策運営が行える体制整備が必要

都道府県再編のあり方

都道府県間の広域連合

抜本的な再編ではなく経過的な位置づけ

都道府県合併

広域自治体として相応しい規模・能力

道州制

- ・都道府県を廃止して, より自主性, 自立性の高い広域自治体としての道又は州
- ・国の地方支分部局の事務移管

総合的な広域行政と個性豊かで活力ある地域の発展
国の役割の重点化による二重行政の解消など
行財政の効率化

連邦制

国の成り立ちや憲法論から選択肢としない

都道府県再編の方向性

早期に道州制を目指すべきであるが, 広域連携や国からの権限移譲など都道府県合併のメリットを明らかにした上で, 都道府県合併を先行させる。

または, 全国一律に道州制に移行させる考え方もあり, 今後議論を深める。